

「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 13 指定信用
情報機関関係）（案）」に対する意見書

2009年6月3日

日本弁護士連合会

金融庁は、5月8日付けで「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 13 指定信用情報機関関係）（案）」を公表し、意見を募集している。そこで、当連合会も以下のとおり意見を述べる。

はじめに

当連合会の本件についての意見は、別紙本年3月18日付け「指定信用情報機関の業務規程に関するガイドラインについての意見書」のとおりである。

なお、金融庁が提示した本案では、同意見書で要請した下記意見の理由で言及されている点が明確に規定されていないので、改めて意見を述べる。

記

- 1 指定信用情報機関は、信用情報提供契約を締結する貸金業者と信用情報提供契約を締結するにあたっては、貸付けの事実に関する情報については、貸付日当日中に信用情報として登録の手続きをとることを義務づけること。
- 2 指定信用情報機関は、信用情報提供契約を締結する貸金業者と信用情報提供契約を締結するにあたっては、信用情報提供契約を締結した相手方である貸金業者（以下「加入貸金業者」という。）に対して信用情報の目的外利用の禁止、第三者提供の禁止、正確な情報の提供、信用情報機関の調査要求に対する協力などを義務づけること。
- 3 指定信用情報機関の収集・提供する信用情報については、業務規程において限定列挙するものとする。その定義・情報提供時期・登録期間なども具体的・一義的に明記するものとする。
- 4 指定信用情報機関が、特に信用情報と直接関係のない情報を収集することを禁ずること。
- 5 指定信用情報機関への提供情報事項に関し、「延滞」情報については3ヶ月以上の遅滞を指すものとする。

但し、債務者が完済を主張する場合（過払金請求）などを理由に債務者が支払いを

していない場合や債務者が契約上の抗弁を主張した結果、支払いが停止されているものなどについては、「延滞」とは明確に区別された情報として収集・提供する（又は提供しない。）ものとして、「延滞」には含まれない旨も規定に明記すること。例えば、利息制限法によると債務不存在が明らかな場合は単に「完済」とし、抗弁主張がある場合「抗弁」などとして別の信用情報として収集・提供すること。

6 指定信用情報機関が収集・提供する貸付残高情報について、約定残金と利息制限法上の残金が異なる場合には、利息制限法上の残金も併記するものとする。

7 指定信用情報機関は過払請求の事実や債権者が過払請求に応じたことなどを独自の信用情報として収集・提供しないこと。

8 指定信用情報機関は「完済」登録された債権に関し、新たな事情（完済後の過払請求や延滞の事実の判明）などが生じた場合においても、その債権について信用情報を更新しないことを明記すること。

9 収集・提供の時期については、加入貸金業者が、貸付けにあたって信用情報を申請した場合には、指定信用情報機関は当日中に貸付情報を登録するものとする。

なお、当該加入貸金業者が、貸付けをした場合には貸付日当日に指定信用情報機関に信用情報の登録を申請するものとする。

以 上